平成２７年（フ）第１６４７号
千葉県船橋市夏見台３丁目２―32
債務者　堀越　博子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６４８号
東京都練馬区東大泉１―24―６―306、住民票上の住所千葉県市原市能満292―６
債務者　佐藤　仁康
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６５１号
千葉県柏市高田1073―14
債務者　飯田　　愛
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６５２号
埼玉県さいたま市西区大字植田谷本137―１―24―104
債務者　木村　一幸
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６５６号
東京都練馬区石神井町７丁目23―12―105
債務者　尾関　一弘
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６５７号
東京都練馬区北町２丁目26―16―210
債務者　中村　　悟
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７１０号
東京都墨田区東向島６丁目４―１―201
債務者　小野　　弘
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７１９号
東京都荒川区町屋４丁目18―10　佐藤荘Ｂ号室
債務者　遠藤二三代
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７２０号
東京都足立区弘道２丁目20―７　竹田方
債務者　牛山　達智
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７２１号
神奈川県横浜市都筑区川和町805―３　グリーンハウスＢ202
債務者　田中　泰徳
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７２４号
東京都北区上十条２丁目９―４　遠藤荘１階
債務者　高田二三郎
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７２７号
埼玉県川口市西青木３丁目６―４―201
債務者　佐藤とも子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１１９７号
福岡県大野城市川久保３丁目16番14号千寿荘103号
破産者　有限会社松田建設
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８７０号
北九州市八幡西区黒崎３丁目５番12号ＳＥＩＴＯビル４Ｆ
破産者　株式会社オープンウェア
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９１号
栃木県宇都宮市一ノ沢町263番地13　エルディム山口103号室、前住所栃木県宇都宮市下栗町2900番地13
破産者　海老原健一
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９８号
栃木県宇都宮市野沢町387番地31
破産者　有限会社鴻菱運輸
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係